

仁淀川町林業総合戦略(水源涵養機能保全アクションプラン)策定支援委託業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
企画提案書表紙	A 4 縦、1 枚まで（様式 1）	正本 1 部、副本 5 部
企業概要・提案内容総括	A 4 縦、1 枚まで（様式 2）	正本 1 部、副本 5 部
提案内容	任意様式、制限なし	正本 1 部、副本 5 部
業務執行体制図	任意様式、1 枚まで	正本 1 部、副本 5 部
業務スケジュール	任意様式、1 枚まで	正本 1 部、副本 5 部
経費見積書	A 4 縦、1 枚まで（様式 3）	正本 1 部、副本 5 部
その他参考資料	任意様式、制限なし	正本 1 部、副本 5 部

2 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）午後 5 時必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することが出来ませんのでご注意ください。

4 提出先

〒781-1592 住所：仁淀川町大崎 200

仁淀川町農林課（担当：中西、鎌倉）

TEL：0889-35-1083

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的

仁淀川町の林業の計画的な振興を図ることを目的とする仁淀川町林業総合戦略（以下「総合戦略」という。）の中で、森林の持つ水源涵養機能の向上を科学的に評価し、森林経営管理制度を踏まえた森林所有者への管理意識向上への一助とし、町内森林の適切な管理の促進を図るとともに、総合戦略の目標、個別施策(アクションプラン)の策定支援を行う。

(2) 事業の内容

- ① 現状の把握と課題の抽出
国や県、町の統計データ等の既存の情報を整理し、仁淀川町の森林や林業の現状を把握し、分析する。
また、森林や林業に関する仁淀川町内の関係者へのヒアリングを行い、今後の課題を抽出する。
- ② 調査個所の設置及び計測(水源涵養機能調査)
町内のスギ人工林2か所、開空地1箇所を調査個所として設定。
スギ人工林の設置個所は、適切な管理がされた林分と、長期間管理されていない林分に各1箇所設置する。
- ③ データを解析・評価
スギ人工林の管理の有無別の樹幹遮断量、高木層の蒸発散量、林床の蒸発散量をそれぞれ算出し、間伐による水収支の効果を評価する。
- ④ 成果報告会及び個別施策(アクションプラン)の作成支援
成果を整理し、町内関係者向けの成果報告会を開催、様々な意見を集約化し、今後の水源涵養機能を高めるための、詳細な実行内容、個別施策(アクションプラン)等の案を作成する。
- ⑤ 納入成果品
ア 業務報告書の紙媒体と電子データ(PDF形式)
イ その他、本業務で提案・作成されたデータ等で発注者が指定するもの。

(3) 見積限度額及び見積対象経費

- ① 見積限度額
6,545千円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- ② 見積対象経費
6(2)を実施するために必要な経費

(4) 特に提案を求めるポイント

- ① 今後を見据えるための現状の把握と分析方法、意見等の取りまとめ
本町が進める、「再造林率100%宣言」林業適地においては再造林を100%進め、適地以外は広葉樹林化等を進める考えの基、水源涵養機能を高める為の森づくりについて、様々なデータ・意見等を分析、取りまとめる方法を的確に整理し、その内容が伝わりやすい提案をしてください。
- ② 構造的かつ機能的な総合戦略・個別施策(アクションプラン)の策定
把握した現状から、水源涵養機能を高める為の森林整備という目標を達成するため、実行が必要な政策の設定や政策間の連携による相乗効果など、構造的かつ機能的な総合戦略・個別施策(アクションプラン)の策定に向けたコーディネートの方法を提案してください。

7 企画提案書の編纂方法

様式は、下記の順により編纂してください。なお、様式の指定のないものはA4縦又はA3によることとし、A3を使用する場合は折ってA4の大きさにしてください。

- (1) 企画提案書表紙
- (2) 企業概要・提案内容総括
- (3) 提案内容
- (4) 業務執行体制図
- (5) 業務スケジュール
- (6) 経費見積書
- (7) その他参考資料

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案は1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 委託業務の実施に際して企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。提案があった企画は、変更・調整して採用する必要があることをご了承ください。